

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年10月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100342号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100033号

第1 結論

昭和60年4月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から同年8月まで

私の母は、昭和60年に集金人を介して私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料として3万円から4万円を納付してくれた。

母が納付した金額に相当する請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年に請求者の母親が自宅に来た集金人を介して請求者に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料として3万円から4万円を納付した旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)の前後の被保険者の記号番号欄に昭和60年6月27日及び同年7月4日の日付印が確認できる上、請求者に係るオンライン記録の被保険者資格取得の入力処理日が同年7月1日であることから、請求者が昭和60年6月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、請求者が加入手続を行ったと推認できる時点において、請求期間の保険料を納付することは可能であり、請求期間に係る国民年金保険料の合計額は3万3,700円である。

しかしながら、請求者が請求期間当時に居住していたA市は、昭和59年度及び昭和60年度において、国民年金保険料の徴収員は配置していなかった旨回答している。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者の国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、請求者の母親は、義母が昭和59年*月に亡くなった頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料として3万円位を集金人に納付した旨陳述しており、母親が記憶する請求者に係る国民年金の加入手続時期と国民年金番号の払出時期は符合しない上、国

民年金番号の払出前である昭和59年時点では、請求期間の保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。